

●香川県告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成25年香川県告示第436号（以下「告示」という。）で公示した共同漁業について、平成26年1月1日次のとおり免許した。

平成26年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第一種共同漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	公示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住所
共第110号	1	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48番16号
共第111号	2	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48番16号
共第112号	3	高松市漁業協同組合連合会	高松市瀬戸内町48番16号